

基本計画 第5章

共に考え 共に創る 魅力あるまち



1 男女共同参画・人権

現状と課題

国際社会の動きと連動し、わが国では男女平等の実現に向けた法の整備を中心に様々な取り組みが行われています。本市においても、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえて、男女共同参画社会実現のための行動計画の策定や、条例制定などが喫緊な課題であり、過疎、少子化等で大きく変化しつつある社会環境に対応して、男女が性別に関係なくその個性と能力を、家庭や職場、地域社会で発揮し、ともに責任を分かち合う社会づくりが求められています。

一方、同和問題をはじめとする人権問題についても、その解決に向け、人権意識を高める啓発活動への取り組みが求められています。平成17年に制定された、「人権尊重のまちづくり条例」を基に、家庭や学校、地域社会、職場、行政等関係機関が連携し、あらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進を図り、市民すべてが自分自身の課題として理解を深めるよう積極的に取り組む必要があります。

また、人権侵害を受けた人や受ける恐れのある人への救済や相談、支援も重要な課題です。人権尊重の社会づくりを推進するために、関係機関、関係団体と協働して、人権擁護体制の整備を進める必要があります。

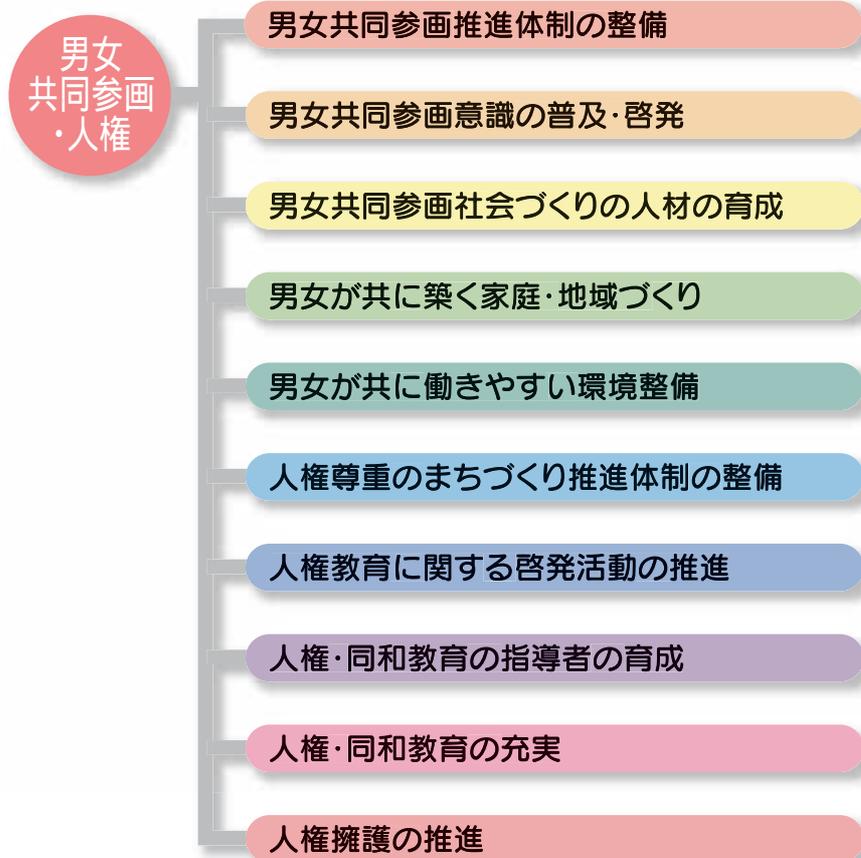
参画

事業・政策などの計画に加わり、一緒に計画を立てること。

協働

同じ目的のために、それぞれの役割分担のもとで協力して働くこと。

計画の体系



計画の内容

(1) 男女共同参画推進体制の整備

男女共同参画社会実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、男女共同参画推進条例(仮称)の制定や行動計画を策定します。

(2) 男女共同参画意識の普及・啓発

男女共同参画社会実現に向けた制度・慣行の見直しや、家庭・地域・職場・学校、生涯学習の場において、男女共同参画意識の普及・啓発に努めます。

(3) 男女共同参画社会づくりの人材の育成

男女が社会のあらゆる分野で喜びも責任も共に分かち合いながら能力が発揮できるよう努めるとともに、リーダーとなる人材の育成に努めます。

(4)男女が共に築く家庭・地域づくり

多種多様な家族形態において、仕事や家庭生活、地域活動を両立できる環境の整備に努めます。また、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、積極的な地域社会への貢献を促進します。

(5)男女が共に働きやすい環境整備

男女が対等な立場でその能力を発揮できるよう、いきいき働くための男女の均等な雇用・待遇と、多様な生き方に柔軟に対応できる制度の普及を図ります。また、農林水産業をはじめとする個人事業主への男女共同参画意識と制度の普及に努めます。

(6)人権尊重のまちづくり推進体制の整備

人権尊重のまちづくりを総合的に進めるため、その中心となる協議会等の組織体制の整備や関係機関・団体相互の連携強化を進めるとともに、人権尊重社会実現に向けた体制の整備を進めます。

(7)人権教育に関する啓発活動の推進

広報誌をはじめ、パンフレットやポスター、フォーラム やシンポジウム等を通じ、同和教育を中核とした人権教育に関する啓発活動を推進します。

(8)人権・同和教育の指導者の育成

人権・同和教育や啓発活動を効果的・継続的に推進するため、研修機会の拡充等を通じて指導者の育成に努めます。

(9)人権・同和教育の充実

地域ごとの人権講座や隣保館等における学級・講座をはじめ、人権・同和教育の機会の拡充と内容の充実に努めるとともに、人権・同和教育に関する調査研究を進めます。

(10)人権擁護の推進

セクシャル・ハラスメント、パートナーからのドメスティック・バイオレンス、その他人権を侵害するさまざまな暴力・差別を追放し、人権擁護の推進に努めます。

参画

事業・政策などの計画に加わり、一緒に計画を立てること。

フォーラム

【forum】
公開討論。

シンポジウム

【symposium】
討論の一形式。複数の人が講演又は報告し、聴衆の質問に回答するという形式のもの。

セクシャル・ハラスメント

【sexual harassment】
意に反した不快な性的言動に対する反応によって、仕事等をする上で不利益を与えられたり、その繰り返しによって就業環境を悪化させること。

ドメスティック・バイオレンス

【domestic violence】
家庭内暴力。特に男性から女性への肉体的・精神的暴力。

主要
事業

- 男女共同参画推進体制の整備
- 男女共同参画に関する啓発活動の推進
- 人権尊重まちづくり推進体制の整備
- 人権教育に関する啓発活動の推進



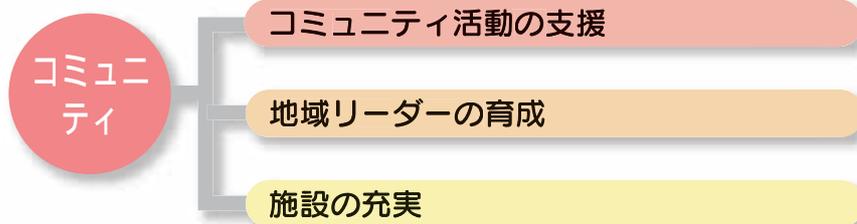
2 コミュニティ

現状と課題

まちづくりの基本は、コミュニティ単位で行う活動にあります。高齢化の進行や若者・後継者不足により、集落機能の低下や集落崩壊が心配されています。また、価値観やライフスタイルの変化、自治組織への未加入世帯の増加などによって、コミュニティ単位での地域の運営が難しくなっています。

住民参画のまちづくりには、最も身近で基本的な共同体である集落コミュニティの活性化が欠かせません。自分たちが暮らす地域を明るく住みよいものにするため、そこに住む人々が共に助け合い、地域・集落の人間関係や自治機能の改善、あるいは再構築を図る必要があります。特にコミュニティ施設の整備、地域リーダーの育成、自治機能強化に向けた情報の収集や提供等、行政と自治組織がパートナーとなって協働できる関係が保てるよう支援する必要があります。

計画の体系



コミュニティ

【community】
居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

協働

同じ目的のために、それぞれの役割分担のもとで協力して働くこと。

計画の内容

(1) コミュニティ活動の支援

各地区で行われている文化・スポーツ・レクリエーション活動、花いっぱい運動、清掃活動等の社会奉仕活動を積極的に支援し、活動の活発化を促すとともに、それぞれの地区の特性を生かした新たなコミュニティ活動、地域ボランティア活動を支援します。

(2) 地域リーダーの育成

人材育成のための情報提供、学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じ、地域リーダーの育成や自主的な活動の促進に努めます。

(3) 施設の充実

集落地区活動の拠点となる集会所や広場などの整備充実を進めるとともに、学び、交流する場の拡充に努めます。



3 住民参画

現状と課題

本市には、それぞれ地域独自の歴史や自然、それに育まれた生活・文化、産業など地域資源が豊富に存在しています。その地域資源を十分に生かした魅力あるまちづくりを推進するためには、住民参画の視点に立った施策や体制づくりとともに、地域住民との合意形成を図ることが重要であり、これまでのような行政主導型ではなく、住民参画の手法が不可欠となってきます。

そのためには、行政職員の意識改革とともに、政策的にまちづくりに対する住民の参画意識を高めるよう誘導し、協働の体制づくりやそれぞれの地域で、地域のあり方を考えてもらう自主・自立した体制を整備し、確立していく必要があります。

コミュニティ

【community】
居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

ボランティア

【volunteer】
自発的に事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。篤志奉仕家。

参画

事業・政策などの計画に加わり、一緒に計画を立てること。

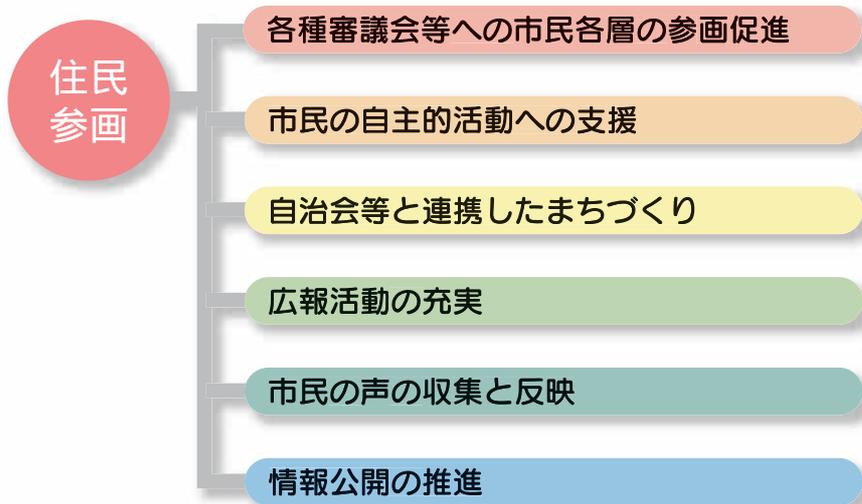
協働

同じ目的のために、それぞれの役割分担のもとで協力して働くこと。

また、住民参画を効果的に進めるためには、行政から住民への正しい情報の公開・提供、広報・広聴活動の充実に努め、住民と行政が意思の疎通を図ることのできる環境づくりに努めていく必要があります。



計画の体系



計画の内容

(1) 各種審議会等への市民各層の参画促進

市で設置する各種審議会、委員会等において公募制を取り入れるなど、市民各層、各年代からバランスの取れた委員の登用に努めます。

(2) 市民の自主的活動への支援

地域活動への参画意識の向上を図るため、まちづくり・地域づくり団体での自主的な活動をはじめ、市民が自主的に企画し運営するまちづくり活動や研修活動の支援に努めます。

(3) 自治会等と連携したまちづくり

行政連絡協議会等の開催を通じて、行政と各自治会との連携を密にして、市民参画のまちづくりを進めます。また、地域戸数の減少や住民生活の広域化に伴い、地域組織の再編成を喚起し、地域活動の活性化を図ります。

(4) 広報活動の充実

協働のまちづくりを実現するため、広報誌等で施策をわかりやすく伝えるなど、きめ細かな情報の提供に努めるとともに、防災無線、ファックス、イン

ターネット など多様なメディア を活用し、市民とのコミュニケーションの充実を図ります。

(5)市民の声の収集と反映

市民の声を行政に反映していくため、地域審議会の充実や市政モニター制度、アンケート調査等を実施するとともに、市の施策や各種制度の仕組みを説明する機会を拡充し、意見交換を行いながら市民と職員が力を合わせてまちづくりを進めます。

(6)情報公開の推進

市民に対して「知る権利」の浸透を図り、プライバシーに配慮しながら各種の行政情報を提供していくとともに、誰もが利用できる情報提供コーナーを設置し、情報の提供に努めます。

また、協働 のまちづくりに向けて、各種委員会、審議会を公開し、多くの市民が行政に関心を持ち広く参画 するよう努めます。

インターネット

【Internet】
個々のコンピューター通信ネットワークを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにした、ネットワークの集合体。

メディア

【media】
媒体。手段。特に、マスコミュニケーション(不特定多数に情報を送る)の媒体。

コミュニケーション

【communication】
知覚・感情・思考の伝達のこと。

協働

同じ目的のために、それぞれの役割分担のもとで協力して働くこと。

参画

事業・政策などの計画に加わり、一緒に計画を立てること。

税財政改革

(三位一体の改革)
国と地方の税財政に関する計画で、地方の自由度を高め、分権社会を実現していくことに目的はあり、税の配分、税源移譲、補助金・交付金等の削減などが一体となった改革といわれる。

地方分権

権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。

ニーズ

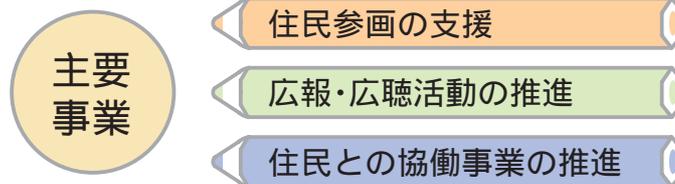
【needs】
必要。要求。需要。

新公共経営

民間企業で活用されている経営理念や手法を、可能な限り公的部門へと適用することにより、公共部門のマネジメント(経営)の革新を図ろうとする新しい公共経営の総称。

行政評価システム

政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成等に活用するもの。



4 行財政

現状と課題

本市は、平成16年4月1日に合併を実現し、これに伴う効率的な体制の整備を進めています。

しかし、国と地方の税財政改革、いわゆる「三位一体の改革」の推進等に伴い、今後さらに厳しい財政状況となることが見込まれます。今後も、極力住民サービスの低下につながらないよう十分配慮した上で、地方分権 や住民ニーズ の高度化・多様化に対応した、機動性や効率性の高い行政組織の構築と、職員定数の適正管理や効率的な人事配置を行い、人件費の抑制や組織のスリム化を図っていくことが必要です。

また、新公共経営 の視点に基づく行政評価システム の導入等による事務・

事業の積極的・客観的な見直しを行い、事務・事業の重点化・適正化を進めるとともに、行政事務のアウトソーシングを推進し、計画的かつ効率的な行財政運営に努めることが必要です。



行政職員数（平成17年4月1日現在）

（単位：人）

	職員数	職員一人当たり 市民数	住民基本台帳人口 (H17.3.31)
普通会計	682	68.2	46,499
企業会計	244	190.6	
その他	120	387.5	
合計	1,046	44.5	-

資料：総務課調。
注：派遣職員を除く。

普通会計の推移

（単位：百万円）

	歳入総額	歳出総額	財政力指数 (3カ年平均)	市民一人 当たり歳出額	市民一人 当たり地方税額
平成15年度	32,769	32,837	0.233	0.699	0.059
平成16年度	28,809	27,953	0.251	0.601	0.062

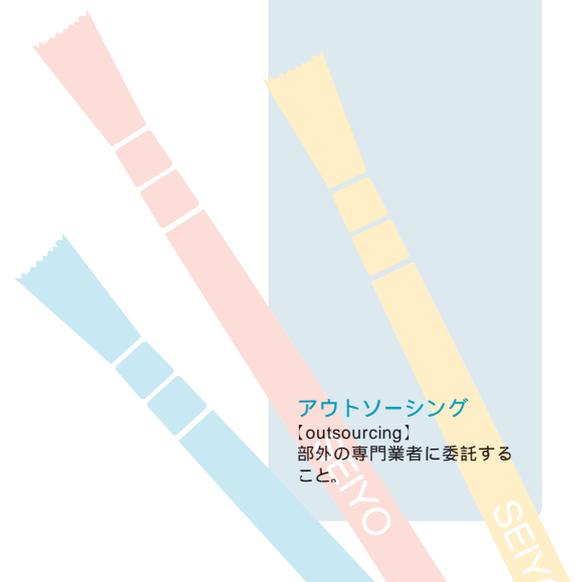
資料：地方財政状況調査。
注1：平成15年度は合併前の5町分を合算した数値。
注2：財政力指数=基準財政収入額÷基準財政需要額。
注3：市民一人当たりは、各年度末現在の住民基本台帳登録者数で計算。

平成16年度歳入の状況（普通会計）

（単位：百万円、%）

	決算額	構成比
地方税	2,902	10.1
地方譲与税	449	1.6
利子割交付金	32	0.1
配当割交付金	5	0.0
株式等譲渡所得割交付金	6	0.0
地方消費税交付金	422	1.5
自動車取得税交付金	168	0.6
地方特例交付金	96	0.3
地方交付税	11,356	39.4
交通安全対策特別交付金	9	0.0
分担金及び負担金	253	0.9
使用料及び手数料	570	2.0
国庫支出金	3,059	10.6
県支出金	3,363	11.7
財産収入	86	0.3
寄附金	38	0.1
繰入金	429	1.5
繰越金	1,072	3.7
諸収入	589	2.0
地方債	3,905	13.6
合計	28,809	100.0

資料：地方財政状況調査。



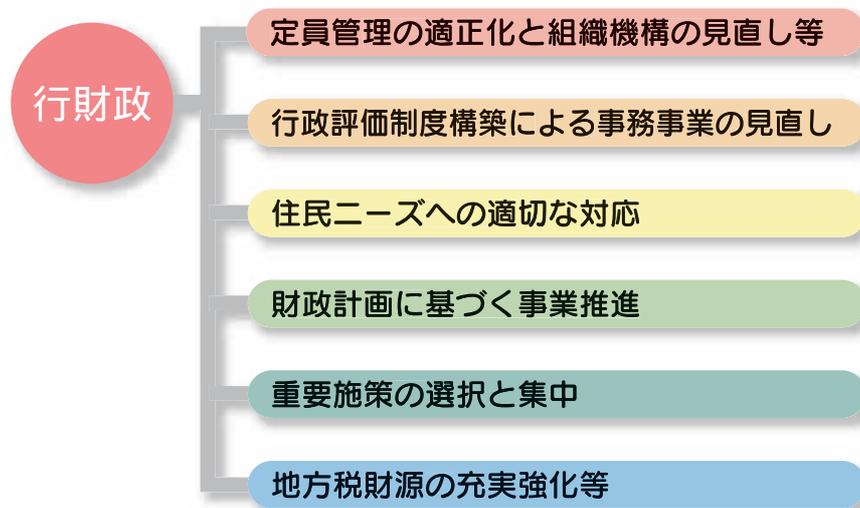
アウトソーシング
【outsourcing】
部外の専門業者に委託すること。

平成16年度歳出の状況（普通会計）
（単位：百万円、％）

	決算額	構成比
議会費	217	0.8
総務費	3,850	13.8
民生費	5,414	19.4
衛生費	2,472	8.8
労働費	61	0.2
農林水産業費	4,641	16.6
商工費	1,511	5.4
土木費	2,173	7.8
消防費	781	2.8
教育費	2,609	9.3
災害復旧費	652	2.3
公債費	3,570	12.8
諸支出金	2	0.0
前年度繰上充用金	-	0.0
合計	27,953	100.0

資料：地方財政状況調査。

計画の体系



計画の内容

（1）定員管理の適正化と組織機構の見直し等

定員適正化計画に基づく定員管理や事務改善、組織機構の見直しなどにより無理・無駄のない柔軟な組織体制づくりや、市職員等への研修を進め、行政組織の効率化を図るとともに、行財政改革の推進に努めます。

(2)行政評価制度構築による事務事業の見直し

効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するため、市民の視点に立ち、行政評価システム や文書管理システム等の導入を図り、効率的な事業運営に努めます。

(3)住民ニーズへの適切な対応

多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のアウトソーシングをはじめ、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営や、情報化による事務処理の迅速化等に努め、住民サービスの向上を図ります。

(4)財政計画に基づく事業推進

限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、財政計画に基づき計画的な行政運営を図ります。

(5)重要施策の選択と集中

新市建設計画事業をはじめ、事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、その財源を重要かつ有効な事業に重点的かつ適正に配分し、財政の簡素化・効率化・健全化を図ります。

(6)地方税財源の充実強化等

国・県支出金等特定財源については、行財政制度の動向等を的確に把握し補助制度の有効活用を図るとともに、市税においては適正な賦課・徴収に努め、受益者負担の考え方も再検討し、適正化・公平化により自主財源の確保と充実に努めます。



主要
事業

行政運営の効率化の推進

財政運営の効率化の推進

行政評価システム

政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成等に活用するもの。

アウトソーシング

【outsourcing】
部外の専門業者に委託すること。